

吹田市環境まちづくり影響評価条例 対象事業

改正施行日 平成 24 年 4 月 1 日

	区分	対象となる事業
1	開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のうち、その区域の面積（開発行為に係る許可、認可等に係る区域の面積をいい、建築物の増築又は改築を目的とする場合にあっては、土地の区画形質の変更を行う部分の面積に限る。）が5ヘクタール以上のもの
2	住宅団地の建設	一団の土地に集団的に住宅を建設する事業のうち、次の各号のいずれかに該当するもの (1) その一団の土地の面積（現に存する住宅を除却してその土地に住宅を建設する土地の面積を含む。）が3ヘクタール以上のもの (2) 新たに建設する住宅（現に存する住宅を除却してその土地に建設する住宅を含む。）の戸数が500戸以上のもの
3	商業施設の建設	商業施設（小売業又は飲食店業の用に供される建築物の部分をいう。以下この項において「施設」という。）を建設する事業のうち、新たに建設し、又は増設する施設（現に存する施設を除却してその土地に建設する施設を含み、現に存する建築物の用途を変更することにより設置する施設を除く。）の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
4	運動・レジャー施設の建設	都市計画法施行令第1条第2項第1号に規定する運動・レジャー施設（以下この項において「施設」という。）を建設する事業のうち、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 新たに施設を建設する土地の区域（現に存する施設を除却して施設を建設する土地の区域を含む。）の面積が5ヘクタール以上のもの (2) 新たに建設する施設（現に存する施設を除却してその土地に建設する施設を含む。）の収容人員が10,000人以上のもの
5	廃棄物処理施設の設置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（以下この項においてこれらを「施設」という。）を設置し、又は施設の処理能力を変更する事業のうち、新たに設置する施設（現に存する施設を除却してその土地に設置する施設を含む。）の処理能力又は変更により増加する処理能力が1日当たり100トン以上のもの
6	終末処理場の建設	下水道法第2条第6号に掲げる終末処理場を設置する事業
7	工場又は事業場の建設	製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場を建設する事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業 (1) 新たに建設する工場又は事業場（現に存する工場又は事業場を除却してその土地に建設する工場又は事業場を含む。以下この項において同じ。）の敷地面積が9,000平方メートル以上のもの (2) ばい煙発生施設等（大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第17条第5項に規定する届出施設をいう。以下同じ。）を設置する工場又は事業場にあっては、新たに建設する工場又は事業場に設置されるばい煙発生施設等を定格能力で運転する場合にばい煙発生施設等において使用される燃料及び原料の量を重油の量に換算した量が1時間当たり2キロリットル以上のもの (3) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、同条第3項に規定する指定地域特定施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第49条第2項に規定する届出施設を設置する工場又は事業場にあっては、新たに建設する工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上のもの
8	道路の建設	道路法第2条第1項に規定する道路又は道路運送法第2条第8項に規定する自動車道を新設し、又は改築する事業（改築する事業にあっては、3メートル以上の幅員の増加を伴うものに限る。）のうち、その新設又は改築後の最小幅員が16メートル以上で、かつ、その新設又は改築に係る区間の長さが1キロメートル以上のもの
9	鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法による鉄道又は軌道法による軌道を新設し、又は改良する事業（改良する事業にあっては、線路の増設、駐車場の設置又は立体交差化を伴うものに限る。）
10	その他の事業	前各項に定めるもののほか、これらと同程度に環境に著しい影響をもたらす可能性があるものとして、市長が認める事業

条例改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）に伴う経過措置

- (1) 平成 24 年 3 月 31 日までに、旧条例の規定により実施計画書の提出があったものについては、旧条例の規定が適用されます。
- (2) 条例改正により新たに対象となる事業のうち、平成 24 年 4 月 1 日において既に提案書の提出期限（下表）を経過しているものについては、条例は適用されません。ただし、平成 24 年 4 月 1 日以後に当該事業の内容を変更しようとするとき（変更後の事業の実施等が環境に著しい影響をもたらす可能性がある」と市長が認めるときに限る。）は、新条例が適用されます。
- (3) 現に存する住宅を除却してその土地に住宅を建設する事業であって、平成 24 年 4 月 1 日時点で当該事業に係る計画が相当程度確定しているため、新条例の規定を適用すると除却される住宅に居住する者に著しい不利益が生ずるおそれがあると市長が認めるものについては、新条例の規定は、適用されません。

	事業の種類	提案書等の提出時期
1	開発行為	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例（平成 16 年吹田市条例第 13 号）第 19 条第 1 項の大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第 2 項の中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日 (2) 都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の協議の申出の日 (3) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 4 条第 1 項、第 14 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 51 条の 2 第 1 項の認可の申請の日 (4) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 7 条の 9 第 1 項の認可の申請の日 (5) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第 33 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の認可の申請の日 (6) 密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 122 条第 1 項の認可の申請の日
2	住宅団地の建設	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例第 19 条第 1 項の大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第 2 項の中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日 (2) 都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の協議の申出の日 (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 2 項の通知の日
3	商業施設の建設	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例第 19 条第 1 項の大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第 2 項の中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日 (2) 都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の協議の申出の日 (3) 建築基準法第 18 条第 2 項の通知の日
4	運動・レジャー施設の建設	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例第 19 条第 1 項の大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第 2 項の中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日 (2) 都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の協議の申出の日 (3) 建築基準法第 18 条第 2 項の通知の日
5	廃棄物処理施設の設置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可の申請又は

		同法第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出の日の前日
6	終末処理場の建設	下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）又は第25条の3第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の事業計画の策定の日の前日
7	工場又は事業場の建設	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例第19条第1項の大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第2項の中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日 (2) 都市計画法第34条の2第1項の協議の申出の日 (3) 建築基準法第18条第2項の通知の日
8	道路の建設	次に掲げる日のうち最も早い日の前日 (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更の日 (2) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは第10条第1項の許可の申請又は同法第18条第1項の条例の制定の日 (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項若しくは第43条第1項の許可、同法第15条第1項（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）、第50条第1項（同法第75条第3項において準用する場合を含む。）、第54条第1項（同法第67条及び第75条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第66条第1項の認可又は同法第47条第1項の免許の申請の日
9	鉄道又は軌道の建設	次に掲げる日のうちいずれか早い日の前日 (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項又は第12条第1項の認可の申請の日 (2) 軌道法（大正10年法律第76号）第5条第1項の認可の申請の日
10	その他の事業	市長が定める日